

ため池の保全に関する条例 / 条例施行規則

ため池の破損、決壊等による災害を未然に防止

ため池	主としてかんがいの用に供し、又は供していた貯水池で堤高 5 メートル以上又は貯水量 5,000 立法メートル以上のもの
-----	---

届出の義務（第 4 条）

1. ため池の諸元（所在地、所有者、管理者、堤高、堤頂長、総貯水量）
「ため池の届出書」（条例施行規則第 2 条）
「ため池の変更届出書」
「ため池の廃止届出書」
2. 「ため池の埋立届出書」（条例施行規則第 3 条）
→自らため池を埋め立てようとするとき等

行為の制限（第 5 条） ※特定農業用ため池を除く

1. ため池の堤体の掘削、盛土、切土、竹木の植栽
2. ため池の水底の掘削
3. ため池の岸の形状の変更
4. ため池の取水設備又は洪水吐きの変更又は廃止